

## 支援策一覧（事業者向け\_新型コロナウイルス感染症関連）

【令和2年8月18日 現在】

※1 市の支援策は、現時点で案のものも含まれますが、今後、市議会に諮り議決を得た上で、出来るものから順次実施予定です。

※2 国・県の支援事業は、本資料作成日現在において事業実施方針が確定したものを掲載しています。

※3 今後、新たな支援策の実施が決定された場合は、本資料を定期的に更新します。

支援策の区分	事業名称 (※青字をクリックすると、 詳細ページを表示します)	実施主体				事業の概要	問合せ先
		国	県	市	その他		
1 各種給付金・補助金	<a href="#">1) 持続化給付金</a>	○				前年同月比の売上が50%以上減少した企業や個人事業者等を対象に、一定の要件に基づき給付金を支給 給付額上限：法人200万円、個人事業者100万円（昨年1年間の売上からの減少が上限） ⇒ 直接ネット申請 【6月29日から支援対象拡大】以下の事業者が新たに対象となりました。 ①主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者 ②2020年1月～3月の間に創業した事業者	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 03-6831-0613
	<a href="#">2) 地域公共交通事業者支援</a>			○		地域公共交通の維持のため、公共交通事業者に給付金を支給。 (バス事業者：バス1台につき5万円、タクシー事業者：タクシー1台につき3万円)	浜田市地域政策部まちづくり推進課 0855-25-9201
	<a href="#">3) 中小企業者等応援給付金</a>			○		令和2年2月から10月までのいずれかの月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少した浜田市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業主を対象に給付金を支給（法人：40万円、個人事業主：20万円）。 ただし、国の持続化給付金、浜田市の水産加工事業者等応援給付金（別記）及び観光関連事業者応援給付金（別記）を受給する事業者を除く。	浜田市事業者支援相談窓口 0855-25-9155
	(4) 水産加工事業者等応援給付金			○		売上が減少している水産加工事業者や鮮魚仲買事業者に対し、従業員数に応じて給付金を支給（上限100万円）。	浜田市事業者支援相談窓口 0855-25-9155
	(5) 観光関連事業者応援給付金			○		売上が前年同月比70%以上減少した宿泊施設、観光バス事業者、旅行者等に対し、部屋数や従業員数等に応じて給付金を支給（上限100万円）。	浜田市事業者支援相談窓口 0855-25-9155
	<a href="#">6) 家賃支援給付金</a>	○				売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため。地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給 給付額：（法人）最大600万円（個人事業主）最大300万円 ⇒ 申請サポート会場 浜田商工会議所（完全予約制）【8月5日から開設】 受付専用ダイヤル 0120-150-413	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930（平日・土日祝8：30～19：00）
	<a href="#">6) 小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）</a>	○				小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援 補助上限：100万円 補助率：2/3（負担割合：国10/10）	【最寄りの商工団体】 浜田商工会議所 0855-22-3025 石中央商工会 0855-42-0070（本所）
	<a href="#">8) 事業者家賃補助</a>			○		浜田市内の事業者で2月～10月の間に前年同月比売上が30%以上減少している月（※新規創業者は別条件あり）がある事業者に対し、家賃の補助を行う。（最大3ヶ月分、上限30万円） 【6月受付開始、受付後1ヶ月以内に支給予定】（負担割合：市10/10）	浜田市事業者支援相談窓口 0855-25-9155
	<a href="#">9) 高収益作物次期作支援交付金</a>	○				新型コロナウイルス感染症の発生により、卸売市場での売上げが減少する等の影響を受けた野菜・果樹・花き・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者に対して支援が受けられます。 ※対象者：令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者	○浜田市農業再生協議会 Tel0855-22-3500 ○浜田市産業経済部農林振興課 Tel0855-25-9510または各支所産業建設課 ○J A しまね いわみ中央地区本部 営農経済部営農企画課 Tel0855-22-8812または各営農経済センター
<a href="#">1) 商業・サービス業感染症対応支援</a>			○		感染症防止や事業継続のための取組に対して、事業費の4/5（上限80万円）を補助。 【7月28日受付再開】	浜田市事業者支援相談窓口 0855-25-9155	

支援策一覧（事業者向け\_新型コロナウイルス感染症関連）

【令和2年8月18日 現在】

※1 市の支援策は、現時点で案のものも含みますが、今後、市議会に諮り議決を得た上で、出来るものから順次実施予定です。

※2 国・県の支援事業は、本資料作成日現在において事業実施方針が確定したものを掲載しています。

※3 今後、新たな支援策の実施が決定された場合は、本資料を定期的に更新します。

支援策の区分	事業名称 (※青字をクリックすると、 詳細ページを表示します)	実施主体				事業の概要	問合せ先
		国	県	市	その他		
2 各種補助等 ※感染防止対策、事業継続	<a href="#">(2) 介護施設の個室化支援事業</a>		○			感染症対策として、介護施設等において、多床室を個室化する際の改修に要する経費を助成 1定員あたり97万8千円（定額）〔負担割合：国10/10〕	島根県健康福祉部高齢者福祉課 0852-22-5111
	(3) 障がい者地域生活支援事業		○			休業要請を受けた通所サービス事業所における居宅訪問等をするなど代替サービスの提供経費等を助成 〔負担割合：国2/3、県1/3〕	島根県健康福祉部障がい福祉課 0852-22-5723
	(4) 通所介護事業者等のサービス継続支援事業		○			感染症の影響に伴い、休業要請を受けた通所介護事業所等における代替サービス提供に係る増加経費を助成 〔負担割合：県10/10〕	島根県 健康福祉部 高齢者福祉課 0852-22-5111
	<a href="#">(5) 観光事業者感染防止対策支援補助金</a>			○		宿泊施設、バス・タクシー等の観光事業者に対して、消毒・除菌等の費用の4/5(上限15万円)を補助。 【6月受付開始、受付後1ヶ月以内に支給予定】〔負担割合：市10/10〕	浜田市事業者支援相談窓口 0855-25-9155
	(6) 海水浴場感染防止対策支援			○		海水浴場における新型コロナウイルス感染症対策を講じる者に対し、感染防止対策にかかる費用を補助。	浜田市産業経済部観光交流課 0855-25-9530
	(7) 学生支援のための空き家等活用事業			○		生活に困窮する学生の家賃の負担軽減のため、空き家等を共同生活施設（シェアハウス）に改修する工事費に 対して、2/3以内の額を補助（上限300万円）。	浜田市地域政策部まちづくり推進課 0855-25-9201
	3 休業補償(従業員分)	<a href="#">(1) 雇用調整助成金（コロナ特例）</a>		○			業績悪化により従業員を休ませた事業者に、支払った休業手当等の一部を助成。 ※助成率：中小企業が4/5（解雇等なしで最大10/10） 日額上限：15,000円/人 ⇒ハローワークに申請〔負担割合：国10/10〕
<a href="#">(2) 小学校休業等対応助成金 (労働者雇用向け)</a>			○			小学校等の臨時休校で保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業者に、支払った賃金相当額を助成。 ※助成率：10/10 日額上限：15,000円/人 ⇒「学校等休業助成金・支援金受付センター」に郵送で申請〔負担割合：国10/10〕	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999
4 各種融資等	<a href="#">(1) 無利子、無担保融資 (新型コロナ感染症特別貸付)</a>		○			コロナの影響で前年比5%以上の売上減 融資限度額：中小事業6億円、国民事業8,000万円	日本政策金融公庫 0120-154-505 0855-22-2835
	<a href="#">(2) 島根県中小企業制度融資 新型コロナウイルス感染症対応資金 (国制度)</a>			○		セーフティネット4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者 融資限度額：4,000万円（※県制度により、8,000万円の上乗せあり） 融資利率：年1.10%または年1.25%（原則当初3年間は無利子） 信用保証料：国、県で全額補助	取引先の金融機関
	<a href="#">(3) 島根県農業制度融資</a>			○		感染症発症に起因する農林産物の消費減少、販売価格の下落等により、経営に影響を受けた農業者への融資制度 融資限度額：1,200万円 融資利率：年0.1% ※融資実行後5年間は無利子（JAしまねによる支援） 信用保証料：県で全額補助	島根県農林水産部農業経営課農業金融グループ 0852-22-6201
	<a href="#">(4) 島根県漁業制度融資</a>			○		感染症発症に起因する水産物の消費減少、販売価格の下落等により、経営に影響を受けた漁業者への融資制度 融資限度額：1,200万円 融資利率：年0.1% 信用保証料：県で全額補助	島根県農林水産部水産課水産しまね振興室 0852-22-6293

## 支援策一覧（事業者向け\_新型コロナウイルス感染症関連）

【令和2年8月18日 現在】

※1 市の支援策は、現時点で案のものも含みますが、今後、市議会に諮り議決を得た上で、出来るものから順次実施予定です。

※2 国・県の支援事業は、本資料作成日現在において事業実施方針が確定したものを掲載しています。

※3 今後、新たな支援策の実施が決定された場合は、本資料を定期的に更新します。

支援策の区分	事業名称 (※青字をクリックすると、 詳細ページを表示します)	実施主体				事業の概要	問合せ先
		国	県	市	その他		
5 市税等の支払猶予、減免	<a href="#">(1) 徴収猶予の特例制度</a>			○		2020年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予 要件：2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同月比概ね20%以上減少 対象：個人住民税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象	浜田市市民生活部税務課 0855-25-9240
	<a href="#">(2) 固定資産税の軽減①</a>			○		中小企業・小規模事業者（個人事業者含む）の保有する事業用の建物や設備等の2021年の固定資産税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロ又は、1/2とする。	浜田市市民生活部資産税課 0855-25-9233
	<a href="#">(3) 固定資産税の軽減②</a>			○		生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に位置付けられ、取得された一定の事業の用に供する家屋及び構築物を適用対象に追加。対象の固定資産税の課税標準額を最初の3年間ゼロとする。	浜田市市民生活部資産税課 0855-25-9233
	<a href="#">(4) 国税の納付猶予</a>	○				売上が一定程度減少の場合、1年間、無担保かつ延滞税なしで猶予	国税局猶予相談センター (広島国税局管内) 0120-683-754
	<a href="#">(5) 県税の納付猶予</a>		○			売上が一定程度減少の場合、1年間、無担保かつ延滞税なしで猶予	島根県西部県民センター納税課 0855-29-5523
	<a href="#">(6) 厚生年金保険料等の納付猶予</a>	○				売上が一定程度減少の場合、1年間、無担保かつ延滞金なしで猶予	浜田年金事務所 0855-22-0670
	(7) 市源泉使用温泉施設支援			○		温泉供給料金3か月分を免除（対象：美又、湯屋、旭の温泉施設）。 〔負担割合：市10/10〕	浜田市産業経済部観光交流課 0855-25-9530
	<a href="#">(8) 水道料金の納付猶予</a>			○		感染症の影響により経営が悪化したと申し出のあった事業者に対し、水道料金の納入期限を最長で1年延長する。【4月14日～】	浜田市上下水道部管理課 0855-25-9903
	<a href="#">(9) 下水道使用料の納付猶予</a>			○		感染症の影響により経営が悪化したと申し出のあった事業者に対し、下水道使用料の納入期限を最長で1年延長する。【4月14日～】	浜田市上下水道部下水道課 0855-25-9640
6 各種施策	(1) プレミアム付はまだ飲食・宿泊応援チケット発行			○		飲食店、宿泊施設の支援として発行。一冊6,000円チケットを5,000円で販売。発行予定5,000冊。 【7月8日発売】（負担割合：市10/10）	浜田応援チケット実行委員会 事務局：（一社）浜田市観光協会 0855-24-1085
	<a href="#">(2) しまねプレミアム飲食券</a>		○			これまで手控えられた外食による県内消費を拡大。一冊6,000円チケットを4,000円で販売。発行予定50万冊。 【販売期間：7月1日～7月31日】 【利用期間：7月10日～11月30日】	島根県農林水産部しまねブランド推進課 0852-22-5284
	<a href="#">(3) しまねプレミアム宿泊券</a>		○			これまで手控えられた宿泊旅行による県内消費を拡大。一冊5,000円チケットを3,000円で販売。発行予定18万冊。 【販売期間：7月1日～9月30日】 【利用期間：7月10日～11月30日】	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-5619
	(4) 市内宿泊者向け「ウェルカム商品券」発行			○		収束後のキャンペーン事業として、宿泊者（観光客等）に商品券(1人2,000円)を贈呈。予定数20,000人。 【新型コロナウイルス感染症の状況を見極め実施予定】（負担割合：市10/10）	浜田市産業経済部観光交流課 0855-25-9530

## 支援策一覧（事業者向け\_新型コロナウイルス感染症関連）

【令和2年8月18日 現在】

※1 市の支援策は、現時点で案のものも含まれますが、今後、市議会に諮り議決を得た上で、出来るものから順次実施予定です。

※2 国・県の支援事業は、本資料作成日現在において事業実施方針が確定したものを掲載しています。

※3 今後、新たな支援策の実施が決定された場合は、本資料を定期的に更新します。

支援策の区分	事業名称 (※青字をクリックすると、 詳細ページを表示します)	実施主体				事業の概要	問合せ先
		国	県	市	その他		
	<a href="#">(5) 島根県貸切バス県内向け旅行商品造成支援事業補助金</a>		○			旅行事業者が企画する貸切バスを使った県内旅行の経費を助成。 〈前期〉 【旅行催行期間】 2020年5月1日～2020年9月30日（帰着） 【申請受付期間】 受付期間終了 〈後期〉 【旅行催行期間予定】 2020年12月1日～2021年3月31日（帰着） 【申請受付期間】 未定	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-6913
	(6) 事業者支援相談窓口設置			○		事業者向けの国・県・市の事業に関する相談窓口を開設し、専任職員を配置。 【6月15日から相談開始】	浜田市事業者支援相談窓口 0855-25-9155